

岐阜県公報

第二千五百二十五号
平成二十六年二月二十八日
(金曜日)

目次

告示

- 介護扶助及び介護支援給付を担当させる居宅介護事業者等の指定 (地域福祉国保課) 九八^{ページ}
- 指定介護機関の廃止の届出 (同) 一〇〇
- 指定介護機関の名称等の変更の届出 (同) 一〇一
- 総合特別区域法に基づく指定法人の指定 (産業技術課) 一〇二
- 解除予定保安林とする旨の通知 (治山課) 一〇二
- 道路の区域変更 (道路維持課) 一〇三
- 道路の供用開始 (同) 一〇四
- 可児都市計画道路事業の認可 (街路公園課) 一〇五
- 土岐都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (同) 一〇五
- 可児都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (同) 一〇五
- 多治見都市計画下水道事業の変更認可 (下水道課) 一〇六
- 恵那都市計画下水道事業の変更認可 (同) 一〇六
- 保安林の指定予定 (中濃農林事務所) 一〇六

選挙管理委員会告示

- 設立届が提出された政治団体の名称等の公表 (選挙管理委員会) 一〇七
- 政治団体の異動事項の公表 (同) 一〇七
- 解散届が提出された政治団体の名称等の公表 (同) 一〇八
- 指定届が提出された資金管理団体の名称等の公表 (同) 一〇九
- 指定取消しの届が提出された資金管理団体の名称等の公表 (同) 一〇九

公示

- 大規模小売店舗の変更の届出に関する件 (商業流通課) 一〇九
 - 大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (同) 一一〇
 - 公共測量の終了 (用地課) 一一〇
 - 大垣都市計画の図書の縦覧 (都市政策課) 一一〇
 - 平成二十六年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施 (建築指導課) 一一〇
 - 学校間総合ネットデータセンターの再構築、機器貸借及び維持運用管理業務委託に関する仕様書案に対する意見招請に関する公告 (教育研修課) 一一二
 - 平成二十六年度岐阜県警察官A採用試験の実施 (人事委員会) 一一二
- 正誤
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定中訂正 (廃棄物対策課) 一一五

告
示

岐阜県告示第五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付を担当させる機関として次の居宅

平成二十六年二月二十八日

介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

岐阜県知事 古田 肇

[illegible]

株式会社 阪神調剤薬局	兵庫県芦屋市大槻町一 一八	居宅療養 管理指導	阪神調剤薬局	北方店	本巢郡北方町北方三二 八六―五	同
株式会社 阪神調剤薬局	兵庫県芦屋市大槻町一 一八	介護予防 居宅療養 管理指導	阪神調剤薬局	北方店	本巢郡北方町北方三二 八六―五	同
合同会社 志	大垣市多芸島二―四五 五	訪問介護	ケアサポート志	大垣市多芸島二―四五 五	同	同
合同会社 志	大垣市多芸島二―四五 五	訪問介護	ケアサポート志	大垣市多芸島二―四五 五	同	同
株式会社 涼風	各務原市那加新加納町 二三―五―一	訪問介護	ケアサポートひなた	各務原市那加新加納町 二三―五―一	同	同
株式会社 涼風	各務原市那加新加納町 二三―五―一	訪問介護	ケアサポートひなた	各務原市那加新加納町 二三―五―一	同	同
株式会社 ファーマシーリ ンク	各務原市川島松倉町二 三五〇―七〇	介護予防 居宅療養 管理指導	もちの木薬局	安八郡神戸町北一色五 八二―三	同	同
株式会社 ファーマシーリ ンク	各務原市川島松倉町二 三五〇―七〇	介護予防 居宅療養 管理指導	もちの木薬局	安八郡神戸町北一色五 八二―三	同	同
株式会社 ハルス	愛知県名古屋守山区 西川原町五〇	介護予防 訪問入浴 介護	はるす訪問入浴サービス	恵那市長島町永田三七 三―三八大洞ビル二〇 三	同	同
株式会社 ファーマシーリ ンク	各務原市川島松倉町二 三五〇―七〇	居宅療養 管理指導	なか調剤薬局	各務原市那加雄飛ヶ丘 町一七―三七	同	同
株式会社 ファーマシーリ ンク	各務原市川島松倉町二 三五〇―七〇	介護予防 居宅療養 管理指導	なか調剤薬局	各務原市那加雄飛ヶ丘 町一七―三七	同	同
株式会社 ハートサービス	大垣市矢道町一―二三	訪問看護	ハートサービス訪問看護ス テーション	大垣市矢道町一―二三	同	同
株式会社 ハートサービス	大垣市矢道町一―二三	訪問看護	ハートサービス訪問看護ス テーション	大垣市矢道町一―二三	同	同
内 田 佳 希	高山市西町一三六―二	介護予防 居宅療養 管理指導	せせらぎ薬局	高山市清見町三日町一 二二六	同	同
内 田 佳 希	高山市西町一三六―二	介護予防 居宅療養 管理指導	せせらぎ薬局	高山市清見町三日町一 二二六	同	同
内 田 佳 希	高山市西町一三六―二	介護予防 居宅療養 管理指導	せせらぎ薬局	高山市清見町三日町一 二二六	同	同

高 井 病 院	土岐市妻木町一六五八	居宅介護 支援事業	高 井 病 院	土岐市妻木町一六五八	同
社会福祉法人 サンライフ	愛知県名古屋市中区葵 三二五二三	地域包括 支援セン ター	各務原市地域包括支援セン タージョイフル各務原	各務原市鷺沼小伊木町 三二一七〇一	同
恵 那 市 長	恵那市長島町正家一 一一一	地域包括 支援セン ター	恵那市地域包括支援センタ ー	恵那市長島町正家一 一一一	同
医療法人 三継会	高山市総和町一四七	居宅療養 管理指導	山 下 齒 科 医 院	高山市総和町一四七	同
医療法人 三継会	高山市総和町一四七	介護予防 居宅療養 管理指導	山 下 齒 科 医 院	高山市総和町一四七	同
医療法人アイビーデンタル クリニック	高山市下岡本町一八五 七八	居宅療養 管理指導	アイビーデンタルクリニッ ク	高山市下岡本町一八五 七八	同
社会福祉法人 恵母の会	海津市平田町野寺一〇 九二一一	短期入所 生活介護	地域密着型特別養護老人ホ ーム「かいさいの華」シヨ ートステイ	海津市平田町野寺一〇 九二一一	平成二五・ 六・一〇

岐阜県告示第五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該介護機関を廃止

した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。

平成二十六年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主
たる事務所の所在地サービス
の種類指定居宅介護事業所等の名
称指定居宅介護事業所等
の所在地

廃 止 年 月 日

株式会社 スギ薬局

愛知県安城市三河安城
町一八四居宅療養
管理指導

スギ薬局 荒川 店

大垣市荒川町字森元四
一七一

平成二五・ 三・三一

株式会社 スギ薬局

愛知県安城市三河安城
町一八四介護予防
居宅療養
管理指導

スギ薬局 荒川 店

大垣市荒川町字森元四
一七一

同

一般財団法人
サービス公社高山市福祉
八

訪問介護

一般財団法人高山市福祉サ
ービス公社国府訪問介護事
業所高山市国府町木曾垣内
六五〇

同

一般財団法人 高山市福祉サービス公社
高山市森下町一―二〇
介護予防
一般財団法人高山市福祉サービス公社国府訪問介護事業所

高山市国府町木曾垣内
六五〇
同

岐阜県告示第五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関から当該介護機関の名称

等を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の二の規定により告示する。
平成二十六年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称
居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地
サービスの種類
指定居宅介護事業所等の名称

指定居宅介護事業所等の所在地
変 更 年 月 日

下 呂 市 長
下呂市森九六〇
訪問リハビリテーション
下呂市立金山病院

新 下呂市金山町金山
九七三―六
旧 下呂市金山町金山
二五九四
平成二四・八・一

下 呂 市 長
下呂市森九六〇
訪問リハビリテーション
下呂市立金山病院

新 下呂市金山町金山
九七三―六
旧 下呂市金山町金山
二五九四
同

生活協同組合コープぎふ
各務原市鷺沼各務原町一―四―一
訪問介護
新 コープぎふ訪問介護ステーション各務原指定
旧 コープぎふ福祉サポートセンター
各務原市那加東新町二―一四六
平成二五・五・一

生活協同組合コープぎふ
各務原市鷺沼各務原町一―四―一
介護予防
新 コープぎふ訪問介護ステーション各務原指定
旧 コープぎふ福祉サポートセンター
各務原市那加東新町二―一四六
同

株式会社 ハルス
愛知県名古屋市中守山区西川原町五〇
訪問介護
はるす訪問入浴サービス

新 恵那市長島町永田
三七三―三八大洞
旧 恵那市長島町中野
二三五―八
平成二五・六・一

岐阜県告示第五十五号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十六条第一項に規定する指定法人として次のように指定したので、総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）第十七条第十項の規定により告示する。

平成二十六年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	主たる事業所の所在地	指定年月日	指定有効期限
メイラ株式会社	愛知県名古屋市中村区椿町一七番一五号	平成二六・二・一四	平成二六・三・三
偕行産業株式会社	可児市姫ヶ丘二丁目一〇番	同	同
株式会社ヤシマ	各務原市蘇原北山町二丁目一五番六	同	同

岐阜県告示第五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十六年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
土岐市肥田町浅野字上ノ山二一〇八の八四（次の図に示す部分に限る。）、二一〇八の九九、二一〇八の一〇〇、二一〇八の一一一
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び土岐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十六年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所
飛騨市宮川町種蔵字谷五五一の一〇から五五一の一三（次の図に示す部分に限る。）

- 二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

- 三 解除の理由

指定理由の消滅
（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県林政部治山課及び飛騨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により農林水産大臣から保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその内容を告示する。

平成二十六年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除予定保安林の所在場所

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	白鳥線	県道
路線名	白鳥線	
区間	関市板取字赤石三七八七番九地先から 同市同字同三七八七番六六地先まで	
区域変更前後別	前 A 後 B	
敷地の幅員（メートル）	二・三 〇〇 二・三 〇〇 四・五 六七・五	
延長（メートル）	四七九・〇 四七九・〇 四七一・〇	
備考	Aは及ぶ図表をのぞく B係すに地方分う。	

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年二月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路

維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

県道	道の種類
大湫線	路線名
恵那市武並町藤字白垣外 一七四五番二地先から 同市同一地先まで 七八八番一	区間
後	前
三ノ ノ 九・二	三ノ ノ 八・四
九・〇	九・〇
	延長 ル(メートル)
	備考

岐阜県告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年二月二十八日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区間	変更前後	敷地の幅員	延長	備考
		瑞穂市美江寺字下六所三 六一番一地从先から 同市田之上字坂巻一四 九番地先まで 瑞穂市美江寺字下六所三 六一番一地从先から	前 A B	五・ 四・〇 一六・ 三・〇 ル （メー ト	一四九・〇 七九・〇 ル （メー ト	A、 B 及び 関係 図面に 表示す る敷地 の区分 をいっ た田上

岐阜県告示第六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年二月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

同 市重里字下河原一四 八九番二地先まで	同 市田之上字坂巻一四 九番地先まで	瑞穂市美江寺字下六所三 六一番一地先から	瑞穂市美江寺字下六所三 六一番一地先から	同 市森字五反田四五四 地先まで
屋井線 重と用一 部	屋井線 重と用一 部	屋井線 重と用一 部	屋井線 重と用一 部	屋井線 重と用一 部

道の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域の決定又は 変更の告示年月日 ほか)
県道	武井並岐線 土岐 多治見	瑞浪市釜戸町字萩原四〇二三番一 二地先から 同市同町字桜木四〇二七番二地先まで	四・二四	平成 二六・二六	平成 二五・二六
		瑞浪市釜戸町字桜木四〇三八番二地先から 同市同町字同四〇五〇番二地先まで	三・二四	平成 二六・二六	平成 二五・二六

岐阜県告示第六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、可児都市計画道路事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

可児市

二 都市計画事業の種類及び名称

可児都市計画道路事業 三・五・五号 前波田白線

三 事業施行期間

平成二十六年二月二十八日から

平成三十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 岐阜県可児市広見字高田、字下光山及び広見六丁目地内
使用の部分 なし

岐阜県告示第六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、土岐都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

土岐市

二 都市計画事業の種類及び名称

平成二十四年岐阜県告示第百八十八号 土岐都市計画道路事業 三・五・五号
新土岐津線

三 事業施行期間

平成二十一年四月十日から

同 二十九年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

岐阜県告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、可児都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

可児市

二 都市計画事業の種類及び名称

平成二十二年岐阜県告示第百八十三号 可児都市計画道路事業 三・四・九号
可児駅前線

三 事業施行期間

平成二十二年四月九日から

同 三十一年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

岐阜県告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、多治見都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

多治見市

二 都市計画事業の種類及び名称

多治見都市計画下水道事業 多治見市公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十四年十二月十日から

平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、恵那都市計画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 施行者の名称

恵那市

二 都市計画事業の種類及び名称

恵那都市計画下水道事業 恵那市公共下水道

三 事業施行期間

平成十五年一月二十一日から

平成三十年三月三十一日まで

四 事業地

事業地を表示する図面において表示する。

岐阜県告示第六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十六年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市富之保字栗野中野一五二四から一五二七まで、一五二〇の一・一五二二（次の図に示す部分に限る。）、一五二七

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字栗野中野一五二四から一五二七まで・一五二〇の一・一五二二・一五二七（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐は、択伐による。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県中濃農林事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

選挙管理委員会告示

とおり告示する。

平成二十六年二月二十八日

岐阜県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定により、政治
団体設立届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次の

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
藤井浩人を支える会	佐々木 裕 茂	渡 邊 健 太	美濃加茂市太田町3289—1
武藤鉄弘後援会	辻 守 重	田 口 茂 男	美濃市松森595

岐阜県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、政治
団体の届出事項の異動届が提出されたので、同法第七条の二第一項の規定により、その
異動事項を次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 幸

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧
自由民主党岐阜県 県看護連盟支部	会 計 責 任 者	森 前 光 子	小 原 万千子
民主党岐阜県第 3区総支部	代 表 者	國 田 康 博	小見山 幸 治
	公 職 の 種 類	衆議院議員	参議院議員

飯沼清後援会	代 表 者	飯 沼 義 照	飯 沼 文 夫
恵那市古田はじ め後援会	代 表 者	山 本 好 作	山 田 基 基
大がねやすのり を育てる会	代 表 者	太 田 幸 雄	青 山 禮 次
大野くにひろ友 の会	代 表 者	山 田 敏 幸	小 中 外 吉
大橋みつお後援 会	代 表 者	羽島市新生町3—27 8—10	羽島市小瀬町天王2— 21
上谷政明後援会	代 表 者	井 上 悟	河 井 芳 弘
岐阜県看護連盟	代 表 者	松 葉 慶	松 葉 敏 敏
岐阜県歯科衛生 士連盟	代 表 者	本巣市仏生寺765— 2	本巣市三橋834—1
	代 表 者	森 前 光 子	小 原 万千子
	代 表 者	澤 井 智 子	縄 田 理 佳

岐阜県不動産鑑定士政治連盟	代 表 者	水 野 雅 文	樹 下 健 志
武藤鉄弘後援会	代 表 者	武 藤 鉄 弘	辻 守 重
山口育男を育てる会	主たる事務所の所在地	美濃市69—1—2—1	美濃市上条69—1—2—1

衆団体解離問題が提出されたので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおりとする。

平成二十六年二月二十八日

岐阜県選挙管理委員会

総務部長 大 松 利 幸

岐阜県選挙管理委員会告示第十六号

岐阜県選挙区別（確保二十三市共計岐阜県五十四市）県十三市県一町の政界別

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	会 計 責 任 者 の 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	解 散 年 月 日	政党又は政党の支部の場合その旨の表示	当該政党の支部を支部とする政党の名称	一以上の市町村の区域等を単位として設けられる支部の表示
太陽の党岐阜県参議院選挙区第一支部	河 合 弘 志	河 合 弘 志	美濃加茂市西町2—24—1	平成25年12月31日	政党の支部	太陽の党	一以上市町村区域等
民主党岐阜県参議院選挙区第1総支部	平 田 健 二	増 永 恭 志	岐阜市元町5—10	平成25年11月30日	政党の支部	民主党	一以上市町村区域等
愛蔵岐阜政策懇話会	山 田 武 志	渕 野 太 賀 臣	岐阜市菊地町5—12	平成25年12月31日			
えび弘修後援会	小 竹 久 通	中 村 隆 雄	不破郡垂井町府中2306	平成25年12月31日			
減税日本ギフ	岸 上 あおい	臼 井 崇 淳	岐阜市藪田南5—10—5	平成25年12月31日			
護誠塾菊誠会	大 坪 弘 行	高 野 淳	安八郡神戸町神戸1481—8	平成19年12月30日			
後藤としての後援会	山 田 進 一	後 藤 弥 恵 子	山県市伊佐美1138	平成25年11月27日			
新政経フォーラム清風会	平 田 健 二	田 中 勝 士	岐阜市元町5—10	平成25年12月13日			
日本共産党井上さとし後援会	水 野 善 文	小 倉 富 枝	中津川市本町3—1—36	平成25年12月25日			
平田けんじ後援会	宮 下 喜 好	増 永 恭 志	岐阜市元町5—10	平成25年12月13日			
ふじがき直也後援会	藤 垣 直 也	藤 垣 ひ と み	各務原市つつじが丘4—32	平成25年12月19日			
星野いさお後援会	藤 田 繁 己	小 原 敏 幸	海津市南濃町津屋1577—11	平成25年12月31日			

岐阜県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定により、資金管理団体指定届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	出たる事務所所在地	代表者の氏名
武藤 敏弘	兼務市長	武藤敏弘後援会	兼務市松森595	武藤 敏弘

岐阜県選挙管理委員会告示第十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第一号又は第二号の規定により、資金管理団体の指定の取消しの届が提出されたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成二十六年二月二十八日

岐阜県選挙管理委員会
委員長 大 松 利 幸

届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	出たる事務所所在地	代表者の氏名
平田 健二	参議院議員	新政経フォーラム清風会	岐阜市元町5-10	平田 健二
藤垣 直也	各務原市議会議員	ふじがき直也後援会	各務原市つつじが丘4-32	藤垣 直也

公 示

。大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十六年二月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び東濃振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見を提出することができる。

平成二十六年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十六年二月十七日

二 届出者の氏名又は名称

三養地所・サイモン株式会社

三 建物の名称及び所在地

土岐プレミアム・アウトレット

土岐市土岐ヶ丘二丁目二番地

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）二五、九六八平方メートル

（変更後）三三、九三四平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）二、八七八台

（変更後）三、六〇〇台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）八七〇平方メートル

(変更後) 一、二六九平方メートル

駐輪場の位置及び収容台数

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

。大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十六年二月二十八日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

カーマホームセンター²¹岐阜店 別館

羽島郡岐南町八剣八丁目五七番一号

二 意見の概要

意見なし(届出事項 変更)

。公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により国土交通省中部地方整備局高山国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局高山国道事務所

二 作業種類

公共測量(基準点測量)

三 作業期間

平成二十五年八月二十八日から
同 二十六年二月十四日まで

四 作業地域

下呂市瀬戸及び保井戸

。大垣都市計画の図書の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十六年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画市場

一号 大垣市公設地方卸売市場

二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び大垣市都市計画部都市計画課

。平成二十六年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、平成二十六年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施しますので、岐阜県建築士法施行細則(昭和二十五年岐阜県規則第五十七号)第十二条の規定により公示します。

なお、試験の実施に関する事務は、建築士法第十五条の六第一項の規定により、岐阜県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行います。

平成二十六年二月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 期日及び時間

1 二級建築士試験

学科の試験

平成二十六年七月六日(日) 午前十時から午後五時十分まで

設計製図の試験

平成二十六年九月十四日(日) 午前十一時から午後四時まで

2 木造建築士試験

学科の試験

平成二十六年七月二十七日(日) 午前十時から午後五時十分まで

設計製図の試験

平成二十六年十月十二日(日) 午前十一時から午後四時まで

二 試験地

1 学科の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

2 設計製図の試験

岐阜市柳戸一番一 岐阜大学

三 受験申込手続

1 郵送による受験申込

郵送による受験申込については、次の(1)又は(2)に該当する者に限り行うことができます。

(1) 過去に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、

二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は合否の通知書が貼付されている者

(2) 離島等で直接申込ができない等やむを得ない事情がある者のうち、勤務先の証明書又は住民票が添付されている者

(一) 受験申込受付期間

平成二十六年三月十七日(月) から同年三月三十一日(月) まで

(二) 受験申込方法及び郵送先

次の宛先(締切日の消印のあるものまで有効)に、必ず簡易書留で郵送してください。

〒一〇四—〇〇三一 東京都中央区京橋二—一四—一

公益財団法人建築技術教育普及センター本部

2 インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、平成十六年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験申込に必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができます。

(一) 受験申込受付期間及び受付時間

平成二十六年三月二十四日(月) から同年三月三十一日(月) まで

受付開始日の午前十時から受付最終日の午後四時まで

(二) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaiec.org.jp>) において、必要な事項を入力して申し込んでください。

3 受付場所による受験申込

(一) 受験申込受付期間、受付時間及び受付場所

平成二十六年四月十日(木) から同年四月十四日(月) まで

午前十時から午後五時まで

岐阜市数田南五丁目一四番二号 岐阜県シンクタンク庁舎四階

公益社団法人岐阜県建築士会

(二) 受験申込書の受付

受験申込書の受付は、三の3の(一)の受付場所に申込者本人が直接提出してください。

四 学科試験の免除

平成二十四年又は平成二十五年に実施した二級建築士試験又は木造建築士試験において学科の試験に合格した者は、その申請により、合格した試験に係る本年の学科の試験を免除します。

五 合格者の発表

平成二十六年十二月四日(木) の予定

なお、学科の試験の結果については、二級建築士は平成二十六年八月二十六日(火)に、木造建築士は平成二十六年九月九日(火)に発表の予定

六 その他 1 設計製図の試験の課題は、平成二十六年六月十一日（水）頃から公益財団法人建築技術教育普及センター東海北陸支部及び公益社団法人岐阜県建築士会の事務所に掲示すること、また、学科の試験の試験場に掲示します。 2 受験に際し、身体に障がいがあるため何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出たうえで、受付期間内に公益財団法人建築技術教育普及センター本部（業務第一課）（電話番号〇三—五五二四—三三〇五）にご連絡ください。 3 この試験の詳しい内容については、公益財団法人建築技術教育普及センター東海北陸支部（電話番号〇五—二六—六八八六）又は公益社団法人岐阜県建築士会（電話番号〇五八—二二五—九三六二）に問い合わせてください。 ○学校間総合ネットデータセンターの再構築、機器貸借及び維持運用管理業務委託に関する仕様書案に対する意見招請に関する公告 学校間総合ネットデータセンターの再構築、機器貸借及び維持運用管理業務委託に関する仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。 平成二十六年二月二十八日 岐阜県知事 古 田 肇	(1) 交付期間 平成26年 2月28日（金）から平成26年 3月20日（木）までの毎日（県の機関の休日を除く。）午前9時から午後5時まで (2) 交付場所 2の(2)に同じ。 4 意見招請に関する事務を担当する部署 2の(2)に同じ。 5 Summary (1) Subject of the materials to be put forward for comment: Administration and maintenance of the Gifu School Information Network. " Gakkoukan Sougo Net " (2) Date and time for the distribution of materials for comment: Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 28 February 2014 through 20 March 2014(excluding weekends and national holidays) (3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment: 5:00 p.m. 20 March 2014 (Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00 p.m. 20 March 2014) (4) For further information, please contact: Network and System Section, Education training Division, Gifu Prefectural Board of Education(Gifu Prefectural Education Center) address: 5-9-1 Yabuta-minami Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8384 Tel: 058-271-3505 Fax: 058-276-6774 E-mail:staff@gifu-net.ed.jp ○平成二十六年度岐阜県警察官A採用試験の実施 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十八条第一項の規定により、平成二十六年度岐阜県警察官A採用試験を次のとおり実施します。 平成二十六年二月二十八日 岐阜県人事委員会 委員長 廣 瀬 英 二
1 調達役務の名称及び数量 学校間総合ネットデータセンターの再構築、機器貸借及び維持運用管理業務委託一式 2 意見の提出方法等 (1) 提出期限 平成26年 3月20日（木）午後5時（郵送の場合は、必着のこと。） (2) 提出先 〒500—8384 岐阜市数田南五丁目9番1号 総合教育センター内 岐阜県教育委員会教育研修課情報化推進係 電 話 058—271—3505 FAX 058—276—6774 E-mail staff@gifu-net.ed.jp (3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。 3 仕様書案の交付期間及び交付場所	

この試験は、岐阜県警察官を採用するために行うものです。
一 試験名、試験区分及び採用予定人員

試験 名 試 験 区 分				採用 予 定 人 員
警察官採用試験				
警察官 A	(男性)	三	十	五 人 程 度
警察官 A	(女性)	五	十	五 人 程 度
警察官 A	(男性)	六	十	五 人 程 度
警察官 A	(女性)	十	十	五 人 程 度

二 職務内容
警察官は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持等の職務に従事します。
三 受験資格

試験 区 分	受 験 資 格
警察官 A (男性) 警察官 A (女性)	平成二十六年十月一日の採用に応じられる者で、次に掲げるもの 一 平成二十六年四月一日における年齢が三十一歳未満で、大学を卒業した者又は採用予定日前に卒業する見込みの者 二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者
警察官 A (男性) 警察官 A (女性)	次に掲げる者 一 平成二十六年四月一日における年齢が三十一歳未満で、大学を卒業した者又は平成二十七年三月までに卒業する見込みの者 二 人事委員会が一に掲げる者と同等の資格があると認める者

ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験することができません。
1 日本の国籍を有しない者
2 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
3 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがな

くなるまでの者

4 岐阜県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者
5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
また、受験資格の有無、申込書記載事項等の真否について確認を行い、記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

四 試験の日時、場所、方法及び合格者の発表

1 第一次試験

(一) 日時及び場所

平成二十六年五月十一日（日）午前八時三十分から、岐阜市において行います。

(二) 方法

(1) 教養試験

大学卒業程度の一般的知能（文章理解（英語を含む）、判断推理、数的推理、資料解釈等の能力）及び一般的知識（社会、人文及び自然の知識）について、択一式による筆記試験を二時間三十分に行います。

(2) 作文試験

文章による表現力、思考力等について試験を行います。
なお、この試験は第二次試験として評価します。

(三) 合格者の発表

平成二十六年五月十九日（予定）に、県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県庁ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には書面により試験結果を通知します。

2 第二次試験

第一次試験の合格者に対して行います。

(一) 日時及び場所

平成二十六年六月上旬から六月下旬（予定）までの間に、岐阜市において行います。

なお、詳細については、第一次試験合格者に別途通知します。

(二) 方法

(1) 身体検査

次の基準により、職務遂行に必要な身体を有するかどうかについて検査を行

います。

検査項目	検 査		基 準
	警察官 A (男性)	警察官 A (女性)	
身長	一六〇センチメートル以上であること。	一五〇センチメートル以上であること。	
体重	四七キログラム以上であること。	四三キログラム以上であること。	
胸囲	七八センチメートル以上であること。		
視力	両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上であること。		
色覚	職務遂行に支障がないこと。		
その他	職務遂行に支障のない身体的状況であること。		

(2) 体力検査

敏しょう性、柔軟性、筋力及び持久力について検査を行います。

(検査予定種目 五指関節、開眼片足立ち、反復横跳び、立ち幅跳び、上体起こし、腕立て伏せ、握力及び二十メートルシャトルラン)

(3) 口述試験

人物について個別面接による試験を行います。

(4) 集団討論試験

社会性、協調性、指導力、説得力等について集団討論による試験を行います。

(5) 適性検査

職務遂行上必要な素質及び適性について検査を行います。

(6) 身体精密検査

職務遂行に必要な健康状態を有するかどうかについて検査を行います。(所定の身体検査書の提出を求めます。)

3 最終合格者の発表

第一次試験及び第二次試験の成績並びに受験資格等の調査結果に基づいて最終合

格者を決定し、平成二十六年七月下旬(予定)に県庁前及び警察本部庁舎前の掲示板並びに岐阜県庁ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、第二次試験の受験者全員に書面により合否結果を通知します。

五 合格から採用まで

1 この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に登載された後、警察本部長からの請求に応じて成績順に推薦されて採用者が決定されます。採用予定日は、原則として警察官 A (男性)及び警察官 A (女性)が平成二十六年十月一日、警察官 A (男性)及び警察官 A (女性)が平成二十七年四月一日です。

ただし、名簿の有効期間は、原則として名簿確定後一年であり、名簿に登載された者が全て採用されるとは限りません。

2 採用決定後は警察学校に入校し、六か月間の初任教養を受けた後、それぞれの任地で勤務に就くことになります。

六 給与等

平成二十六年度新規採用者の初任給は、大学卒業者で二十万八千八百円が支給され、原則として毎年一回定期に昇給するほか、民間企業等における職歴を有する場合は、一定の基準により給与が加算されます。

また、該当者には、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

七 受験手続

1 申込書の入手方法

申込書は、岐阜県人事委員会事務局、岐阜県警察本部警務課、県内の各警察署、岐阜県東京事務所、県内の各振興局(振興局に置かれる事務所を含む。)等で配布するほか、岐阜県庁ホームページから入手することができます。

岐阜県庁ホームページのアドレス

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/syokuin/saiyo/saiyo-police/>

また、申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官申込書請求」と朱書きし、百二十円分の切手を貼った返信用封筒(宛先明記の角形二号封筒)を同封の上、岐阜県警察本部警務課へ請求してください。

2 受験の申込方法

申込書に必要な事項を記入の上、岐阜県警察本部警務課へ提出してください。

申込書を郵送する場合は、封筒の表に受験する試験区分（「警察官 A （男性）受験」、「警察官 A （女性）受験」、「警察官 A （男性）受験」又は「警察官 A （女性）受験」）を朱書きし、特定記録郵便又は簡易書留により、〒五〇〇―八五〇―（住所不要）岐阜県警察本部警務課宛郵送してください。

なお、受験票は、申込受付後に郵送しますので、必ず申込前六か月以内に撮影した写真（上半身、無帽、正面向き、縦約五・五センチメートル、横約四・五センチメートル）を指定された場所に貼り、第一次試験当日に持参してください。

3 受付期間

持参又は郵送による申込みの受付期間は、平成二十六年四月二日（水）から四月十八日（金）までの午前八時三十分から午後五時十五分までです。ただし、日曜日及び土曜日は除きます。

郵送の場合は、四月十八日（金）までの消印があるものに限り受け付けます。

八 試験結果の提供

第一次試験又は第二次試験の受験者本人に限り、試験結果を合格発表の日から一か月間岐阜県個人情報総合窓口で提供します。その際、運転免許証等により本人と確認できるものを持参してください。提供する試験結果の内容は、「各試験種目別の得点・結果」、「総合得点」及び「総合順位」です。

九 その他

この試験についての詳細は、岐阜県人事委員会事務局（電話〇五八―二七―二八七九六）、岐阜県警察本部警務課（電話〇五八―二七―二四二四 内線二六三三）又は県内の各警察署へ問い合わせてください。

。正 誤

（原稿誤り）

平成二十一年三月三十一日第二千三十五号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基

づく指定区域の指定（岐阜県告示第二百二十三号）二二七頁上段の表中

揖斐郡揖斐
の一部、二二

川町春日川合二二八二一
一八二二の二部

規則第十二条の三十一第一号
に掲げる埋立地

揖斐郡揖斐川町
の一部、二二八

春日川合二二八二一
二二二の二部

規則第十二条の三十一第二号
に掲げる埋立地

の誤り。

平成二十六年二月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社